



歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されない場合には債務者に対する督促をしてしなければならない。

(納付の委託)

第十四条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利であると認められる限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者から当該費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。

歳入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確實と認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができる。

(強制履行の請求等)

第十五条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く)で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第十三条第二項の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合又は第二十四条第一項の規定により履行期限を延長する場合(他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。)その他各省各府の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 担保の附されている債権(保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。)については、當該債権の内容に従い、その担保を処分し、當該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

2 全するため必要があるときは、法務大臣に対

いて、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限(納入の告知を要しない債権については、履行期限)を経過してもなお履行されない場合には債務者に対する督促をしてしなければならない。

(納付の委託)

第十四条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券をもつてする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)により歳入の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その取立て及び取り立てた金銭による当該債権に係る弁済金の納付の委託を申し出た場合には、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであり、かつ、その委託に応ずることが徴収上有利であると認められる限り、政令で定めるところにより、その委託に応ずなければならない。

歳入徴収官等は、前項の委託があつた場合において、必要があるときは、確實と認める金融機関に当該証券の取立て及び納付の再委託をすることができる。

(強制履行の請求等)

2 全するため必要があるときは、法務大臣に対

二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を得たものを含む。)については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、法務大臣に対し、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求することを求める。

(履行期限の繰上)

第十六条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができるものとしたとき、遅滞なく、第十三条第一項の措置をとらなければならない。ただし、第二十四条第一項各号の一に該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

(債権の申出)

第十七条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知った場合において、法令の規定により国が債権者が生じたときは、遅滞なく、第十三条第一項の措置をとらなければならぬ。ただし、第二十四条第一項各号の一に該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

一 債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

二 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと。

五 債務者の財産について企業担保権の実行手続きの開始があつたこと。

六 債務者である法人が解散したこと。

七 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定期承認をしたこと。

八 第四号から前号までに定める場合のほか、債務者の財産について清算が開始されたこと。

(その他の保全措置)

第十八条 嶽入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求める。

2 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、その他の保全措置をとること。

3 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求める。

2 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、その他の保全措置をとること。

し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求める。されなければならない。

3 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により債務者として債務者に属する権利全にするため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

2 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を更新するため必要な措置をとらなければならない。

(担保の保全)

第十九条 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

(担保及び証拠物件等の保存)

第二十条 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。)及びもつばら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2 前項の場合において、有価証券の取扱は、会計法及びこれに基く命令の定めるところによる。

3 第二項の場合において、担保物が物品管理法第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第九条又は第十二条の規定に基づき物品の保管に関する事務を行つた者がこれを保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、歳入徴収官等が行うものとする。

2 岁入徴収官等が行うものとする。

(微取停止)

第二十二条 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる國の債務があることを知つたときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員(会計法第二十四条に規定する支出行官その他の法令の規定により國の支払事務を行う者をいう。以下同じ。)に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたと

次項において同じ。)で履行期限(履行期限の定めのない債権にあつては、第十一條第一項前段の規定による記載又は記録をした日)後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることができ難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務(前条に規定するものを除く。)をすることを要しないものとして整理することができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押つ差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合(当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について次号に掲げる事項がない場合を除く。)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押されることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合(他者の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について次号に掲げる事項がない場合を除く。)

三 債務金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合(当該法人の債務につき弁済の責に任すべき他の者があり、その者について次号に掲げる事項がない場合を除く。)

4 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について、債務者が国に利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債務者として当該行為の取消を裁判所に請求することを認めなければならない。

5 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を更新するため必要な措置をとらなければならない。

6 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

7 岁入徴収官等は、その所掌に属する債権について、国が債務者として占有すべき金銭以外の担保物(債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。)及びもつばら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

8 岁入徴収官等は、前二項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することができるとときは、政令で定めるところにより、前項の措置をとることができる。

9 岁入徴収官等は、前二項の措置をとつた後、不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。(相殺等)

きその他法令の規定により当該債務と相殺しき又はこれを充当することができる國の債權があつることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を当該債權に係る歳入徵収官等に通知しなければならない。

歳入徵収官等は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債權と國の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に関する通知)

**第二十三條** 法令の規定に基き國のために弁済の受領をする者、第十二条第一号に掲げる者その他政令で定める者は、会計法第四十七条第二項の規定によるものほか、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遲滞なく、その旨を当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

**第四章 債権の内容の変更 免除等**  
**(履行延期の特約等をすることができる場合)**  
**第二十四条** 歳入徵収官等は、その所掌に属する  
債権(国税徵収又は国税滞納処分の例によつて  
徵収する債権その他政令で定める債権を除く。)  
について、他の法律に基く場合のほか、次の各  
号の一に該当する場合に限り、政令で定めると  
ころにより、その履行期限を延長する特約又は  
处分をすることができる。この場合において、  
当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定め  
ることを妨げない。  
一 債務者が無資力又はこれに近い状態にある  
とき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行する  
ことが困難であり、かつ、その現に有する資  
産の状況により、履行期限を延長することが  
徴収上有利であると認められるとき。  
三 債務者について災害、盜難その他の事故が  
生じたことにより、債務者が当該債務の全部を

四 契約に基く債権について、債務者が当該債権を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によることが公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。  
(履行延期の特約等に附する条件)

るため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。  
(更生計画案等についての同意)

貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金を返し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。前項の規定により履行期限後においても、前分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることはができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていて、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつていて、その金額に係る履行期限をもあわせて延長することができる。

（履行期限を延長する期間）

**第二十五条** 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行延期の特約等に係る措置）

**第二十六条** 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めることにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を

3 項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他）の他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。  
歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分

割して弁済させることとなつてゐるものにつき  
履行延期の特約等をする場合において、特に必  
要があると認めるときは、政令で定めるところ  
により、当該履行期限後に弁済することとなつ  
てゐる金額に係る履行期限をもあわせて延長す  
ることとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

**第二十五条** 嵍入徵収官等は、履行延期の特約等  
をする場合には、履行期限(履行期限後に履行  
延期の特約等をする場合には、当該履行延期の  
特約等をする日)から五年(前条第一項第一号  
又は第六号に該当する場合には、十年)以内に

おいて、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするなどを妨げない。

は、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当

2  
する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。  
歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を

るため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。  
(更生計画案等についての同意)

第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争いがある場合においては、その争いを解決するためやむを得ず、かつ、国にとって当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による調停（以下「調停」という。）に応じ、又は同法第二十九条第一項の規定による異議の申立てをしないことができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

（免除）

**第三十二条** 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判）（労働審判法第二十九条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において同じ。）によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるもの含む。以下の条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後には履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後に、おいて、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。





(不服申立てに関する経過措置)  
**第二百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 则** (平成一年一月二二日法律第六一六〇号) 拷  
(施行期日)

、第千三百五条、第千三百六十六条、第千三百二十二条  
十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び  
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一四年一二月二二日法律第  
二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立  
てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法  
律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定が  
あつた場合には、当該申立て又は決定に  
係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項  
に関する取扱いについては、この法律の附則の  
規定による改正後のこれらの規定にかかわら  
ず、なお従前の例による。

十 国の債権の管理等に関する法律第三十条

附 則（平成一四年六月二七日法律第七  
五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下  
「施行日」という。）から施行し、施行日以後に  
発行される短期社債等について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法  
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め  
る。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、この法律の施行状況、社会経  
済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度  
について検討を加え、必要があると認めるとき  
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも  
のとする。

附 則（平成一四年六月一二日法律第六  
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から  
第七十八条まで及び第八十二条の規定（この  
法律の施行の日（以下「施行日」という。）  
から起算して五年を超えない範囲内において  
政令で定める日

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備そのための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第一項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

附 則 (平成一九年六月二七日法律第一〇二号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の一、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年五月三一日法律第一六号)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)